

デジタル庁
○ 令第二十一号
総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年十月十五日

内閣総理大臣 高市 早苗

総務大臣 藤井比早之

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重

傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(カード代替電磁的記録の記録事項) 第三十九条 法第二十条第八項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 次のイからトまで（本人の写真が表示されていない個人番号カードの交付を受けている場合にあつては、イからへまで）に掲げるカード代替記録事項に係る電磁的記録及び当該電磁的記録のそれぞれに付されたカード代替記録事項に係る電磁的記録の作成ごとに作成される符号（以下「カード代替記録乱数符号」という。）を主務大臣が定める基準に従い変換した符号（第三十九条の五第五項において「カード代替記録事項等変換符号」という。） 「イ」ト 略 「二」略 三 機構がカード代替電磁的記録を発行するに際して電子署名を行うために用いる符号（以下「カード代替電磁的記録発行者署名符号」という。）と機構の使用に係る電子計算機を用いて作成されることにより対応する符号であつて、第三十九条の五第五項に規定する電子署名がカード代替電磁的記録発行者署名符号を用いて行われたものであることを確認するために用いられるもの（以下「カード代替電磁的記録発行者署名検証符号」という。）に係る情報 (カード代替電磁的記録の発行の方法等) 第三十九条の五 「略」 「2」4 略 5 前項の規定による送信を受けた機構は、機構の使用に係る電子計算機の操作により、<u>法第十八条の二第二項の規定により送信を受けたカード代替記録事項に係るカード代替記録事項等変換符号及び前項の規定により送信を受けたカード代替電磁的記録利用者検証符号に対し、カード代替電磁的記録発行者署名符号を用いて電子署名を行うものとする。</u> 「削る」 「削る」 6 機構は、主務大臣が定める期間ごとに、機構の使用に係る電子計算機の操作により、カード代替電磁的記録発行者署名検証符号に係る情報に対し、特定カード代替電磁的記録発行者署名	(カード代替電磁的記録の記録事項) 第三十九条 「同上」 一 次のイからトまで（本人の写真が表示されていない個人番号カードの交付を受けている場合にあつては、イからへまで）に掲げるカード代替記録事項に係る電磁的記録及び当該電磁的記録のそれぞれに付されたカード代替記録事項に係る電磁的記録の作成ごとに作成される符号（以下「カード代替記録乱数符号」という。）を主務大臣が定める基準に従い変換した符号（第三十九条の五第五項第一号において「カード代替記録事項等変換符号」という。） 「イ」ト 同上 「二」同上 三 機構がカード代替電磁的記録を発行するに際して電子署名を行うために用いる符号（以下「カード代替電磁的記録発行者署名符号」という。）と機構の使用に係る電子計算機を用いて作成されることにより対応する符号であつて、第三十九条の五第五項第一号に規定する電子署名がカード代替電磁的記録発行者署名符号を用いて行われたものであることを確認するために用いられるもの（以下「カード代替電磁的記録発行者署名検証符号」という。）に係る情報 (カード代替電磁的記録の発行の方法等) 第三十九条の五 「同上」 「2」4 同上 5 前項の規定による送信を受けた機構は、機構の使用に係る電子計算機の操作により、次に掲げる措置を講じるものとする。 一 法第十八条の二第二項の規定により送信を受けたカード代替記録事項に係るカード代替記録事項等変換符号及び前項の規定により送信を受けたカード代替電磁的記録利用者検証符号に対し、カード代替電磁的記録発行者署名符号を用いて電子署名を行うこと。 二 カード代替電磁的記録発行者署名検証符号に係る情報に対し、特定カード代替電磁的記録発行者署名符号（機構がカード代替電磁的記録を発行するに際して電子署名を行うために用いるカード代替電磁的記録発行者署名符号以外の符号であつて、特定カード代替電磁的記録発行者署名検証符号（送信を受けたカード代替電磁的記録が真正なものであることを確認するために用いられる符号をいう。第三十九条の二十六第一号において同じ。）と機構の使用に係る電子計算機を用いて作成されることにより対応するものをいう。第三十九条の十一第二項において同じ。）を用いて電子署名を行うこと。 「新設」

符号（機構がカード代替電磁的記録を発行するに際して電子署名を行うために用いるカード代替電磁的記録発行者署名符号以外の符号であつて、特定カード代替電磁的記録発行者署名検証符号（送信を受けたカード代替電磁的記録が真正なものであることを確認するために用いられる符号をいう。第三十九条の二十六第一号において同じ。）と機構の使用に係る電子計算機を用いて作成されることにより対応するものをいう。第三十九条の十一第二項において同じ。）を用いて電子署名を行うものとする。	
7Ⅱ 〔略〕	6Ⅱ 〔同上〕
8Ⅱ 〔略〕	7Ⅱ 〔同上〕
（カード代替電磁的記録を失効させるべき場合等） 第三十九条の十 法第十八条の二第八項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 〔一 略〕 二 カード代替電磁的記録利用者が、その者に係るカード代替電磁的記録を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備の使用を停止したとき。 三 カード代替電磁的記録利用者が、その者に係るカード代替電磁的記録を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備を紛失したとき（当該カード代替電磁的記録利用者が、第三十九条の十六第一号の規定による届出を行った場合を除く。）。	（カード代替電磁的記録を失効させるべき場合等） 第三十九条の十 〔同上〕 〔一 同上〕 二 カード代替電磁的記録利用者が、その者に係るカード代替電磁的記録を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備の使用を停止したとき。 三 カード代替電磁的記録利用者が、その者に係るカード代替電磁的記録を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備を紛失したとき（当該カード代替電磁的記録利用者が、第三十九条の十六第一号の規定による届出を行った場合を除く。）。
〔2 略〕 （カード代替電磁的記録の失効事由等） 第三十九条の十一 法第十八条の二第九項第五号の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	〔2 同上〕 （カード代替電磁的記録の失効事由等） 第三十九条の十一 〔同上〕
Ⅰ 次のイ又はロに掲げる法第十八条の三第一項に規定するプログラムが有する機能の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事由に該当するとき。	Ⅰ 発行されたカード代替電磁的記録の全部を送信したとき。ただし、発行されたカード代替電磁的記録の全部を送信した場合において、カード代替電磁的記録を送信した相手方に当該カード代替電磁的記録を送信することができるときは、当該カード代替電磁的記録を送信した相手方以外の者から新たにカード代替電磁的記録の送信を求められたとき。
Ⅱ 第三十九条の二十二第五号イに規定する機能 発行されたカード代替電磁的記録の全部を送信した場合において、その旨の通知が機構に到達したとき。ただし、当該場合において、第三十九条の二十二第四号の規定に基づき当該カード代替電磁的記録を送信することができるときは、当該状態が終了したとき。	〔新設〕 Ⅱ 第三十九条の二十二第五号イに規定する機能 発行されたカード代替電磁的記録の全部を送信した場合において、その旨の通知が機構に到達したとき。ただし、当該場合において、第三十九条の二十二第四号の規定に基づき当該カード代替電磁的記録を送信することができるときは、当該状態が終了したとき。
ロ 第三十九条の二十二第五号ロに規定する機能 発行されたカード代替電磁的記録のうち、送信された当該カード代替電磁的記録に代わる新たなカード代替電磁的記録の発行を求める旨の通知が機構に到達したとき。ただし、発行されたカード代替電磁的記録の全部を送信した場合において、第三十九条の二十二第四号の規定に基づき当該カード代替電磁的記録を送信することができるときは、当該状態が終了したとき。	〔新設〕 ロ 第三十九条の二十二第五号ロに規定する機能 発行されたカード代替電磁的記録のうち、送信された当該カード代替電磁的記録に代わる新たなカード代替電磁的記録の発行を求める旨の通知が機構に到達したとき。ただし、発行されたカード代替電磁的記録の全部を送信した場合において、第三十九条の二十二第四号の規定に基づき当該カード代替電磁的記録を送信することができるときは、当該状態が終了したとき。
〔一・三 略〕	〔一・三 同上〕

〔2・3 略〕		〔2・3 同上〕	
(法第十八条の三第一項第四号の主務省令で定める基準) 第三十九条の二十二 法第十八条の三第一項第四号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。		(法第十八条の三第一項第四号の主務省令で定める基準) 第三十九条の二十二 〔同上〕	
〔一 略〕		〔一 同上〕	
二 カード代替電磁的記録利用者がカード代替電磁的記録を送信するに際して、カード代替記録事項に係る電磁的記録及びカード代替記録乱数符号に対し、カード代替電磁的記録利用者符号を用いて電子署名を行う機能を有するものであること。		二 カード代替電磁的記録利用者がカード代替電磁的記録を送信するに際して、カード代替記録事項及びカード代替記録乱数符号に対し、カード代替電磁的記録利用者符号を用いて電子署名を行う機能を有するものであること。	
〔三 略〕		〔三 同上〕	
四 過去にカード代替電磁的記録の送信を行った相手方以外の者からの送信の求めに対して、当該過去に送信を行ったカード代替電磁的記録を送信しなければ、当該送信の求めに対し、速やかに送信することができない状況にある場合を除き、過去にカード代替電磁的記録の送信を行った相手方以外の者に対しては、当該送信されたカード代替電磁的記録を送信しない機能を有するものであること。		四 過去にカード代替電磁的記録の送信を行った相手方以外の者に対しては、当該送信されたカード代替電磁的記録を送信しない機能を有するものであること。	
五 機構に対する通知を送信する機能として次のいずれかの機能を有するものであること。		五 過去にカード代替電磁的記録の送信を行った相手方以外の者に対するカード代替電磁的記録の送信を行うことがなくなった場合には、機構に対してその旨の通知を送信する機能を有するものであること。	
イ 発行されたカード代替電磁的記録の全部を送信した場合には、機構に対してその旨の通知を送信する機能		〔新設〕	
ロ 発行されたカード代替電磁的記録のうち、送信された当該カード代替電磁的記録の数を確認し、機構に対し、直ちに当該カード代替電磁的記録に代わる新たなカード代替電磁的記録の発行を求める旨の通知を送信する機能		〔新設〕	
六 前号ロに規定する機能を有する場合は、機構がカード代替電磁的記録の有効期間が満了したことを把握するための機能を有するものであること。		〔新設〕	
七 〔略〕		六 〔同上〕	
八 〔略〕		七 〔同上〕	
(カード代替電磁的記録の送信がカード代替電磁的記録利用者によって行われたことを確認するための措置) 第三十九条の二十五 法第十八条の四第一項第一号の主務省令で定める措置は、送信を受けたカード代替記録事項に係る電磁的記録及びカード代替記録乱数符号に対して行われた電子署名が、当該カード代替電磁的記録に記録されたカード代替電磁的記録利用者検証符号に対応するカード代替電磁的記録利用者符号を用いて行われたことを確認することとする。		(カード代替電磁的記録の送信がカード代替電磁的記録利用者によって行われたことを確認するための措置) 第三十九条の二十五 法第十八条の四第一項第一号の主務省令で定める措置は、送信を受けたカード代替記録事項及びカード代替記録乱数符号に対して行われた電子署名が、当該カード代替電磁的記録に記録されたカード代替電磁的記録利用者検証符号に対応するカード代替電磁的記録利用者符号を用いて行われたことを確認することとする。	
(カード代替電磁的記録について改変が行われていないことを確認するための措置) 第三十九条の二十六 法第十八条の四第一項第二号の主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。		(カード代替電磁的記録について改変が行われていないことを確認するための措置) 第三十九条の二十六 〔同上〕	

一 第三十九条の五第六項の規定による電子署名が行われたことを、送信を受けたカード代替電磁的記録に係る特定カード代替電磁的記録発行者署名検証符号により確認すること。 二 第三十九条の五第五項の規定による電子署名が行われたことを、送信を受けたカード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録発行者署名検証符号により確認すること。	一 第三十九条の五第五項第二号の規定による電子署名が行われたことを、送信を受けたカード代替電磁的記録に係る特定カード代替電磁的記録発行者署名検証符号により確認すること。 二 第三十九条の五第五項第一号の規定による電子署名が行われたことを、送信を受けたカード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録発行者署名検証符号により確認すること。
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

（施行期日）

1 この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この命令の施行の際現にこの命令による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十八条の三第一項第四号に基づく基準により同項の規定による認定を受けているカード代替電磁的記録の送信を行うためのプログラムを提供する者は、この命令による改正後の同号に基づく基準により同項の規定による認定を受けているカード代替電磁的記録の送信を行うためのプログラムを提供する者とみなす。